

合併重点支援地域の指定に係る要望について

「『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取り組み（指針）」（平成 1 3 年 3 月 1 9 日付け総務事務次官通知）に基づく三重県の地域指定を受けたいので、本協議会の同意を得たい。

平成 1 4 年 4 月 2 2 日提出

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会  
会長 近 藤 康 雄

記

1 要望の趣旨

当圏域については、2月に合併問題協議会を設立し、4月1日から事務局体制を設置して協議会規約に基づく業務をこれから具体的に実施していくところである。これらの業務の実施には、県との連携・協力体制が欠かせないこと、また、住民への普及啓発を重点的に実施していく必要があることなどの業務内容が合併重点支援地域の指定を受けた場合の支援策の内容と合致していることから、指定に係る要望を行うものである。

2 要望書

別紙「参考」のとおり

参 考

平成 1 4 年 月 日

三重県知事 北 川 正 恭 様

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会  
会 長 近 藤 康 雄

合併重点支援地域指定に係る要望書

謹啓 新緑の候 貴台にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、津・久居・安芸・一志地域を取り巻く広域行政の推進に格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当協議会は去る 2 月 1 3 日に設立総会を開催し、嬉野町と美杉村を除く 9 市町村で構成する任意協議会として発足いたしました。その後、嬉野町と美杉村も参加意思を表明され、4 月 2 2 日に開催された第 2 回協議会において両町村の参加を承認し、このたび 1 1 市町村で構成する協議会として事業を進めることとなったところです。

さらに、「『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取り組み（指針）」（平成 1 3 年 3 月 1 9 日付け総務事務次官通知）に基づく三重県の合併重点支援地域の指定を受けることについても協議し合意を得たところです。

つきましては、当協議会を構成する 1 1 市町村の合併重点支援地域の指定について要望をいたしますので、格別の御配慮を頂きますようお願い申し上げます。

謹白

現金保管金融機関の指定について

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会予算事務取扱規程第 6 条第 2 項の規定により、協議会に属する現金を保管する金融機関を次のように定める。

平成 1 4 年 4 月 2 2 日提出

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会  
会長 近 藤 康 雄

記

- |   |          |                                      |
|---|----------|--------------------------------------|
| 1 | 現金保管金融機関 | 百五銀行津市役所出張所                          |
| 2 | 預金科目     | 普通預金                                 |
| 3 | 口座名義人    | 津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会<br>会長 近 藤 康 雄 |

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会幹事会規程の制定について

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会規約第 8 条第 3 項の規定により、津・久居・安芸郡・一志郡合併問題協議会幹事会規程を次のように制定する。

平成 1 4 年 4 月 2 2 日提出

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会  
会長 近 藤 康 雄

記

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会幹事会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会規約(以下「協議会規約」という。)第 8 条第 3 項の規定に基づき、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会の幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(幹事長及び副幹事長)

第 2 条 幹事会に幹事長及び副幹事長 1 人を置き、当該幹事会の委員の互選によりこれらを定める。

2 幹事長は、会務を総理する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

2 会議の運営については、協議会規約第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 7 条の規定を準用する。

(専門部会及び分科会)

第 4 条 協議会規約第 8 条第 1 項の規定による調査研究に必要な調査等の作業等を行うため、幹事会に専門部会及び分科会を置くことができる。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成14年4月22日から施行する。

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会専門部会及び分科会に関する要綱の制定について

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会幹事会規程第 4 条の規定により、津・久居・安芸郡・一志郡合併問題協議会専門部会及び分科会に関する要綱を次のように制定する。

平成 1 4 年 4 月 2 2 日提出

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会  
会長 近 藤 康 雄

記

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会専門部会及び分科会に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会幹事会規程(平成 1 4 年 4 月 2 2 日施行)第 5 条の規定に基づき、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の専門部会(以下「専門部会」という。)及び幹事会の分科会(以下「分科会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会は、部門ごとに置くものとし、その名称等については、別に定める。

(所掌事項)

第 3 条 専門部会は、幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の命を受けて、その関係する部門に係る津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会規約第 8 条第 1 項の規定による調査研究に必要な調査等の作業等(分科会の所掌に属するものを除く。)を行うものとする。

(構成)

第 4 条 専門部会は、構成市町村の職員で、その関係する部門に係る業務に従事するもののうちから幹事長が指名する者(以下「委員」という。)をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

第 5 条 それぞれの専門部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 部会長は、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 専門部会の会議(以下「会議」という。 )は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

2 会議は、必要に応じて他の専門部会と合同で開催することができる。

( 意見等 )

第 7 条 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

( 庶務 )

第 8 条 専門部会の庶務は、部会長が属する市町村の担当部(課)において処理する。

( 準用 )

第 9 条 第 2 条から前条までの規定は、分科会について準用する。

( 委任 )

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、専門部会及び分科会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 2 2 日から施行する。

専決処分の承認について

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会規約第13条第4項の規定により、津・久居・安芸郡・一志郡合併問題協議会事務局規程を下記のように定めたので、本協議会に報告し、その承認を求める。

平成14年4月22日提出

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会  
会長 近藤 康雄

記

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会規約(以下「協議会規約」という。)第13条第4項の規定に基づき、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の庶務に関すること。
- (3) その他協議会の運営に関し必要な事項に関すること。

(職制及び職務)

第3条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局の職員で協議会の会長(以下「会長」という。)が属する市町村の合併担当部課長又はそれに相当する職にある者のうちから会長が任命する。

3 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

4 その他の職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。

(準用)

第4条 事務局に設置する職及びその職務権限等については、別に定めるもののほか、会長が属する市町村の規定を準用する。

(会長の決裁事項)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に係る基本方針に関すること。



- (2) 協議会に提案する事案に関する事案。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関する事案。
- (4) 規程、要綱等の制定及び改廃に関する事案。
- (5) その他会長が特に重要であると認める事項  
(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事案。
- (2) 物品及び現金の出納に関する事案。
- (3) 出張及び時間外勤務の命令並びに休暇に関する事案。
- (4) 職員研修会の実施に関する事案。
- (5) 協議会だよりの編集及び発行に関する事案。
- (6) 事務事業実態調査の取りまとめに関する事案。
- (7) その他事務局の運営に係る基本方針に関する事案。

(文書の取扱い)

第7条 事務局における文書の取扱いについては、会長が属する市町村の規定を準用する。

(公印)

第8条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の使用その他取扱いについては、会長が属する市町村の規定を準用する。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長が属する市町村の例による。

(職員の給与等)

第10条 事務局の職員の給与等については、それぞれ派遣する市町村の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市町村の例により協議会が支給する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

名 称	形 式	書 体	寸 法	使用区分	管守者	個数
協議会印	津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会印	てん書	方 21 mm	協議会名をもって発する文書	事務局長	1
会長印	津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会会長之印	てん書	方 21 mm	会長名をもって発する文書	事務局長	1
事務局長印	津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会事務局長印	てん書	方 21 mm	事務局長名をもって発する文書	事務局長	1

専決処分の承認について

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会規約第 1 3 条第 4 項の規定により、津・久居・安芸郡・一志郡合併問題協議会予算事務取扱規程を下記のように定めたので、本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 4 年 4 月 2 2 日提出

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会  
会 長 近 藤 康 雄

記

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会予算事務取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会(以下「協議会」という。)の予算に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第 2 条 協議会の予算は、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会規約第 1 0 条の構成市町村の負担金その他の収入を歳入とし、協議会の事務に関するすべての経費を歳出とする。

2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、協議会の会議の議決を経なければならない。

(補正予算)

第 3 条 会長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、協議会の会議の議決を経なければならない。

(予算の送付)

第 4 条 会長は、予算が協議会の会議の議決を経たときは、速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の款項の区分)

第 5 条 歳入予算の款項の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款項の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第 6 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議の議決を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

( 協議会出納員 )

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

( 予算の流用及び充用 )

第8条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直後の協議会の会議に報告しなければならない。

( 決算等 )

第9条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

( 収入及び支出の手続 )

第10条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

( 委任 )

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の予算に関し必要な事項は、会長が属する市町村の例に準拠して、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表第 1 ( 第 5 条関係 )

歳入予算の款項の区分

款	項
分担金及び負担金	負担金
県支出金	県補助金
諸収入	預金利子

別表第 2 ( 第 5 条関係 )

歳出予算の款項の区分

款	項
総務費	総務管理費